

歯科点数等 Q & A

(在宅医療)

Q 1 患者に歯科訪問診療を行った日時および訪問診療を行った歯科医師の氏名が記載された文書（以下、当該文書）を提供するのはどのような場合か。

A 1 在宅療養患者以外の患者に訪問診療 2～5 を算定する場合は、訪問診療を行った月に当該文書を患者またはその家族、介護施設職員などに提供します（写しは医療機関で保管）。なお、同一施設で同月に複数回の訪問診療 2～5 を算定した場合は、提供先を明確にして施設単位で一覧表を作成し、介護施設職員などに提供しても差し支えありません。
※歯科点数表の解釈（2024 年 6 月版、社会保険研究所、以下、青本） p207 通知(16)